

科学教育総合研究所株式会社組織規程

代表取締役取 小田垣 孝 裁定

平成 28 年 4 月 1 日

〔総則〕

第 1 条 科学教育総合研究所株式会社の業務を効率よく行うため、研究所に所長、研究・開発部、事業部、事務部を置く。

〔所長〕

第 2 条 所長は、代表取締役が兼務する。

2. 所長は、研究・開発部、事業部、事務部の業務を統括する。

〔研究・開発部〕

第 3 条 本会社の研究開発を行う部門として、研究・開発部を置く。

2. 研究・開発部は、主任研究員、研究員、特別研究員、協力研究員から構成する。

3. 主任研究員は、博士の学位を持ち大学教授と同等の研究能力を有する者で、独立して新たな課題を立ち上げ、解決する能力を持つ者。

4. 研究員は、博士の学位を持ち大学の助教、准教授と同等の研究能力を有する者で、与えられた課題に独自の手法で取り組み、解決する能力を持つ者。

5. 特別研究員は、特別研究員として日本学術振興会に採用されている者、あるいは自己を採用できる大型予算獲得者で、当会社において研究する者。

6. 協力研究員(非常勤)は、他の研究機関に所属し、当社に所属する研究員と共同研究する者。

7. これらの研究員の採用及び待遇については別に定める。

〔事業部〕

第 4 条 本会社のコンサルティング業務、科学啓発活動を行う部門として、事業部を置く。

2. 事業部は、主任コンサルタント、コンサルタント、協力コンサルタント、協力技術員から構成する。

3. 主任コンサルタントは、種々の教育機関における教育行政の経験を持ち、教育全般に関して、指導助言を行う者。

4. コンサルタントは、主任コンサルタントを補助し、与えられた課題についての情報収集及びその分析を行う者。

5. 協力コンサルタント(非常勤)は、他の研究機関に所属し、当社に所属する研究員と共同でコンサルタントを行う者。

6. 協力技術員(非常勤)は、他の研究機関に所属し、物理ゲーム館などのイベント開催時に技術提供する者。

7. これらの職員の採用及び待遇については別に定める。

〔事務部〕

第 5 条 本会社の種々の事務処理を行う部門として、事務部を置く。

1. 事務部は、庶務・検収担当と経理担当から構成する。
2. 庶務・検収担当(非常勤)は、非常勤職員の雇用、職員の出張手続き、購入した物品の検収など庶務全般を業務とする。
3. 経理担当(非常勤)は、物品の発注、給与・謝金の支払いなど経理全般を業務とする。
4. これらの職員の採用及び待遇については別に定める。

〔雑則〕

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の運営に関して必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

付 則

〔実施期日〕

この規程は、平成28年5月1日から実施する。

〔別表〕組織図

平成 28 年 5 月 1 日現在

	職名	定員	資格	業務内容
研究・ 開発部	主任研究員	若干名	博士の学位を持ち大学教授 と同等の研究能力	独立して新たな課題を 立ち上げ、解決する
	研究員	若干名 有期契 約	博士の学位を持ち大学の助 教、准教授と同等の研究能力	与えられた課題に独自 の手法で取り組み、解決 する
	特別研究員	適宜 有期契 約	日本学術振興会特別研究員 大型外部研究費獲得者	それぞれのテーマにつ いての研究
	協力研究員	適宜 非常勤	他の研究機関に所属し、当社 に所属する研究員と共同研 究する者	主任研究員と共通のテ ーマについて研究
事業部	主任コンサル タント	若干名	教育機関における教育行政 の経験を持つ者	教育全般に関して、指導 助言を行う
	コンサル タント	若干名 有期契 約	教育全般について情報収集 及びその分析ができる者	教育全般に関する情報 収集及びその分析
	協力コンサ ルタント	適宜 非常勤	他研究機関に所属し、教育行 政の経験を持つ者	当社の主任コンサル タントと共同で行う指導 助言
	協力技術員	適宜 非常勤	他の研究機関に所属し、技術 提供できる者	木工、金工などの技術の 必要な業務
事務部	庶務・検収担 当	適宜 非常勤	事務処理ができる者	職員の雇用、出張の手續 き、物品の検収他
	経理担当	適宜 非常勤	会計事務ができる者	物品の発注、給与・謝金 の支払いなど経理全般